

前橋市告示第562号

一般廃棄物処理実施計画（令和3年前橋市告示第447号）の一部を次のように改正し、前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年前橋市条例第8号）第2条の規定により次のように告示します。

令和3年9月1日

前橋市長 山本 龍

【し尿・汚泥処理計画】6の脱水汚泥の区域外処分を次のように改める。

6 脱水汚泥等の区域外処分

し尿・浄化槽汚泥処理施設等から発生する脱水汚泥等の区域外処分は、次のとおりとする。

排出事業者	前橋市	前橋市
種類	脱水汚泥	脱水汚泥
排出量	1,480t/年	150t/年
収集運搬業者	(株)エコ計画	(株)エコ計画
処分の場所	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山262	埼玉県比企郡嵐山町花見台12
処分業者	(株)エコ計画	(株)エコ計画
処理方法	肥料化	肥料化
処理期間	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

排出事業者	前橋市	前橋市
種類	汚泥	汚泥
排出量	100t/年	20t/年
収集運搬業者	(株)エコ計画	(株)エコ計画
処分の場所	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山250-1他3筆	埼玉県比企郡嵐山町花見台12
処分業者	(株)エコ計画	(株)エコ計画
処理方法	焼却	焼却
処理期間	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

排出事業者	前橋市
種類	汚泥、沈砂
排出量	60t/年

収集運搬業者	㈱南信サービス
処分の場所	長野県下伊那郡松川町元大島27 15-43
処分業者	㈱南信サービス
処理方法	脱水処理、乾燥、炭化
処理期間	令和3年9月1日から 令和4年3月31日まで